

アスベストによる健康被害に関する実態把握について（概要）

アスベストによる健康被害について、現時点で関係省庁において把握した結果及び把握の状況は以下のとおりである。

1. 労災保険及び船員保険の認定状況からの把握〔厚生労働省〕

- 平成16年度以前に労災認定を受けた労働者が所属していた事業場（482事業場）について、7月29日（第1回）及び8月26日（第2回）に公表。
- これらの事業場に係る労災認定件数は743件、死亡者は603名。

2. アスベスト関連業種についての個別企業に対する調査

- ① アスベスト含有製品の製造企業等93社からの情報提供により把握した結果は健康被害483名（うち死亡者は391名）〔経済産業省〕
(7月15日公表、8月26日修正)

なお、経済産業省の所管に係るその他の企業（のべ約10万社）に対しても、業界団体等を通じてアスベストによる健康被害について自主的な情報開示を要請しその結果を取りまとめたところ、健康被害は74名（うち死亡者は60名）。(8月26日公表)

- ② 運輸関連の企業について、関係団体の傘下会員等（160,474者）を対象として調査を行った結果、健康被害170名（うち死亡者は129名）。〔国土交通省等〕(8月26日公表（9月27日修正）)

3. 周辺住民についての実態把握

- 保健所等による健康相談を通じて周辺住民の健康被害に係る情報を集約している。7月末までの相談事例について8月12日に、8月15日までの相談事例について8月26日に公表。〔環境省〕

4. その他

- 地方公務員のアスベストばく露による肺がん及び中皮腫の公務災害認定件数は、平成17年7月末現在、1件（8月5日公表）。〔総務省〕
- 過去10年間の消防職員及びその退職者について調査した結果、中皮腫3名（うち死亡者は2名）。なお、アスベストとの因果関係は不明（8月31日公表）。〔消防庁〕

別紙2

石綿による健康被害の救済に関する基本的枠組み(案)

1. 目的

石綿による健康被害者を隙間なく救済する仕組みを構築する。

2. 対象者及び対象疾病

医学的な知見に基づいて、以下について検討する。

(1) 対象者

対象疾病に罹患した者及びその遺族（労災補償の対象者を除く。）

(2) 対象疾病

- ① 石綿を原因とする中皮腫
- ② 石綿を原因とする肺がん

(3) 認定基準

石綿を原因とする疾病であることを証明する医学的所見があること

3. 給付金内容

他の救済制度とのバランスにも配慮しつつ、次のような給付について検討する。

- ① 医療費の支給（自己負担分）
- ② 療養手当（生活支援的な月々の手当）
- ③ 遺族一時金
- ④ 葬祭料

4. 給付金の財源

石綿による健康被害に関係する事業者に費用負担を求めることとし、負担を求める事業者の範囲等を検討する。また、救済のための基金の創設やその場合の公費負担のあり方について検討する。

5. 救済措置の実施主体

- ① 独立行政法人環境再生保全機構の活用を検討する。
- ② 申請窓口については、全国に整備されることが望ましいので、例えば保健所などを念頭に適切な窓口について検討する。
- ③ 認定に係る不服審査については、公害健康被害補償不服審査会の活用を検討する。

6. 労災補償を受けずに死亡した労働者の特例

労災補償を受けずに死亡した労働者（時効により労災補償を受けられない者）については、労災補償に準じた措置を講ずる。

7. その他

被害者と原因者の間の紛争の円滑な解決のための仕組みを検討する。

政府の過去の対応の検証について（補足）

平成17年9月29日

アスベスト問題に関する過去の対応については、去る8月26日に開催された閣僚会合において、各省庁における検証結果を取りまとめたところである。その際、さらに9月へ向けて精査、検討することとした事項については、以下のとおりである。検証結果全体としては、それぞれの時点において、当時の科学的知見に応じて関係省庁による対応がなされており、行政の不作為があったということはできないが、当時においては予防的アプローチ（完全な科学的確実性がなくても深刻な被害をもたらすおそれがある場合には対策を遅らせてはならないという考え方）が十分に認識されていなかったという事情に加え、個別には関係省庁間の連携が必ずしも十分でなかつた等の反省すべき点もみられた。

1 クロシドライト（青石綿）及びアモサイト（茶石綿）の使用等禁止施策に関する諸外国との比較については、以下のとおりである（別添一①参照）。

クロシドライト及びアモサイトの使用等禁止措置の検討開始は、欧州諸国が我が国より先行しているが、これは、欧州諸国では我が国よりも早期に石綿を大量に使用し、多くの健康被害が生じていたことを背景として、E C委員会等において独自の科学的検討がなされていた一方、我が国では石綿に係る健康障害事例も少ない中で、昭和61年（1986年）のI L O石綿条約の採択や平成元年（1989年）のWHO勧告を契機として禁止措置の本格的な検討を開始したという背景事情の相違が影響している。

クロシドライトに関しては、イギリスが昭和 61 年（1986 年）に全面禁止し、ドイツが昭和 61 年（1986 年）、フランスが昭和 63 年（1988 年）に原則禁止したのに対し、我が国は平成 7 年（1995 年）に全面禁止としたが行政指導等により平成元年（1989 年）には使用の実態がなくなっていたことを確認しており、ドイツ及びフランスでは禁止措置を講じた時点では依然クロシドライトの使用の実態があったことにかんがみれば、実態面ではこれらの国に遅れをとってはいなかったものの、予防的アプローチが国際的に認知された現状から見ると、生命・身体に係る法令上の禁止措置については、世界的な動向を見ながら実施するという考慮が十分なされたとは言えないものと考える。

また、アモサイトに関しては、イギリスは昭和 61 年（1986 年）に全面禁止したが、ドイツ（平成 5 年（1993 年））及びフランス（平成 6 年（1994 年））と我が国（平成 7 年（1995 年））とでは大差がない。なお、米国やカナダにおいては、クロシドライトやアモサイトの使用は現在も全面的には禁止されていない。

（注）8 月 26 日付けの「アスベスト問題に関する政府の過去の対応の検証について」においては、フランスのクロシドライト及びアモサイトの全面禁止時期を平成 9 年（1997 年）としていたが、追加調査の結果、すべての石綿の全面禁止は同年になされたが、クロシドライト及びアモサイトは平成 6 年（1994 年）に全面禁止されていたことが判明した。

2 大気汚染防止法の改正による規制制度の導入が、平成元年まで行われなかつたことについては、

- ① 予防的アプローチが国際的に広く認知され、我が国の法令等にも反映されたのは平成 4 年のリオ宣言以降であり、平成元年以前の時点ではこの考え方は浸透していなかつた

② 当時は、法令（公害対策基本法、環境庁設置法）における規定の下、環境庁の任務は汚染物質が工場外に出ることの防止（エンド・オブ・パイプ対策）に限られるという認識が自他ともに強く、石綿問題についても当時の環境庁の所掌の範囲内の対応にとどまったことが原因と考えられる（別添一②参照）。

3 アスベスト問題については、過去の関係省庁の連携が必ずしも十分であったとはいえないことを踏まえ、今後、こうした問題についての関係省庁間の連携を確実なものとするため、例えば I L O 条約など国際条約で規制されている物質についての動向など、化学物質の有害性等に係る新たな知見について、関係省庁が情報交換、意見交換を行うとともに、さらに個別物質についての検討が必要となった場合にその連絡、調整を行うことを目的とする「有害化学物質に関する関係省庁連絡会議」（仮称）を早急に設置することとする（別添一③参照）。